

■箕面市立箕面駅前駐車場・駐輪場等再整備運営事業 様式集に関する質問に対する回答

No	該当箇所					質問・意見	回答
	頁	大	様式		タイトル		
1	6		2			注3記載の、質問の再質問の受付期間は、第1回質問回答日(4月16日)から4月23日午後5時必着、で宜しいですか。	ご理解のとおりです。様式2を修正します。
2	9		5			消費税及び地方消費税はすべて5%で計算すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
3	9		5			消費税及び地方消費税は、各整備費内訳合計に消費税率を乗じて計算すればよろしいでしょうか。例えば、各整備費内訳にある建中金利は、本来消費税が課税されるものではありませんが、これら非課税費目も含めた全ての整備費の合計に消費税率を乗じればよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	9		5			各整備費の項目は、SPCが支払う年度に金額を計上するのでしょうか。また、利息(B1、B2、B3及び関連社会資本整備の割賦支払により生ずる利息)は、貴市がSPCに支払う年度に金額を計上するのでしょうか。上記の前者・後者ともに正しいとしますと、様式5のいずれの表も、建設期間から運営期間終了までの全事業期間を対象とした表になりますが、よろしいでしょうか。	各整備費の項目については、実際にそれが発生する年度に計上してください。利息に関しては、ご理解の通りです。また、平成25年度から平成37年度までの事業期間を対象とした表を作成してください。
5	9		5			(特定事業契約書(案) 23頁 第38条 も同様) 利息(B1、B2、B3及び関連社会資本整備の割賦支払により生ずる利息)を計算するため、以下の基礎情報を教えてください。 ・割賦金利適用対象期間(始期及び終期の具体的な年月日) ・割賦元本と割賦利息は、元利均等支払なのか、元金均等支払なのか ・割賦元本と利息の支払いのタイミング(=SPCの負担金支払いのタイミング)。何月から何月までの分を何月に支払うのか、具体的な期間・年月日。	追加で公表する事業契約書(案)別紙21をご確認ください。
6	12		6			念のため以下の点につき確認したく存じます。 1.提案金額内訳にある「関連社会資本の整備に係る費用」とは、様式5で計算されるC1の合計額であり、且つ、様式7で計算されるF1合計額であると、理解してよろしいでしょうか。 2.「市の利益相当額(地域活性化施設)」とは、様式7で計算されるG1の合計額であると理解してよろしいでしょうか。 3.「市への納付金」とは、様式7で計算されるG2の合計額であると理解してよろしいでしょうか。	1から3ともご理解の通りです。
7	12		6			(様式7 も同様) 様式6では消費税及び地方消費税を含む金額を記載するとありますので、様式7の各項目では、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載するのでしょうか。 また、例えば、F1はC1と同額だと思いますが、C1の算定は「整備費×1.05+割賦利息相当額」と計算されます。一方で、F1を税込と考えた場合、F1(市への負担金のうち関連整備費相当額)の税抜金額は、「F1(=C1)÷1.05」と計算するのでしょうか。	前段については、ご理解の通りです。 後段については、C1の算定は、「整備費×1.05+割賦利息相当額」と計算してください(様式5参照)。またC1=F1のため、F1の税抜価格は「C1÷1.05」となりますので、ご理解の通りです。
8	13		7			SPCが、委託契約に基づいて、支出項目で例示されているような人件費等を全て含めた委託費という形態で構成企業に支払う場合は、「維持管理運営委託費」などの項目でまとめてもよろしいでしょうか。	維持管理運営委託費等の項目にまとめるのではなく、例示の通り項目別に記載してください。
9	13		7			収支の合計はゼロと記載されていますが、各年度における収支はゼロとする必要はないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。参考に利用料金制に関する説明資料をご確認ください。

■箕面市立箕面駅前駐車場・駐輪場等再整備運営事業 様式集に関する質問に対する回答

No	該当箇所					質問・意見	回答
	頁	大	様式		タイトル		
10	13		7			SPCとしての税金支払いや利益分は、「(2)支出」の「維持管理運営費」の中に任意の項目を作って記載すればよろしいでしょうか。	税金については、ご理解の通りです。利益分については、「一般管理費」のうちに含めて記載してください。
11	13		7			様式7での市への負担金(E1、F1、E3)は、事業契約第38条第1項に基づき、消費税を含めた金額で記載すればよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
12	13		7			(特定事業契約書(案)別紙13 定期建物賃貸借契約書 も同様) 様式7での市への賃貸料(E2、G1)は、消費税を含めた金額で記載すればよろしいでしょうか。事業契約別紙13第4条第1項の賃貸料は消費税を含めた金額が記載されると理解してよろしいでしょうか。	前段、後段ともご理解の通りです。
13	13		7			様式7での市への納付金(G2)は、消費税非課税として消費税を含まない金額で記載すればよろしいのでしょうか。事業契約第57条第1項の市納付金は消費税非課税として消費税を含まない金額で記載されると理解してよろしいでしょうか。	前段については、消費税を含む金額を記載してください。後段についても同様に、消費税を含む金額を記載します。
14	15		8			各施設の各項目別金額を記入する表と、収支構造図を、全て10.5ポイント以上の文字で記載すると1枚に入りきらないと思われるので、収支構造図における文字の大きさは適宜調整してもよろしいでしょうか。	文字の大きさは読みやすい範囲で、適宜調整していただいて結構です。
15	18		10			添付書類に代表企業の収支決算書とありますが、損益計算書のことでしょうか？ また、直近とありますが、入札書類等の提出は6月26日から6月28日となっており、法的には決算書の確定は株主総会の承認を得た日となります。すなわち、株主総会が入札書類等の提出日以降となる場合は、直近の収支決算書は平成23年度の損益計算書になるとの理解でよろしいでしょうか？	前段の収支決算書は、損益計算書と貸借対照表のことで。後段については、ご理解の通りです。
16	18		10			代表企業の直近の収支予算書及び事業計画書とありますが、入札書類等提出日以前の直近の株主総会で承認された損益計算書の翌期の損益計算書でよろしいでしょうか？すなわち、平成23年度損益計算書を直近の収支計算書とし、平成24年度の決算短信(上場企業の場合)の損益計算書を直近の収支予算書と整理してよろしいでしょうか？	ご理解の通り、直近の株主総会で承認されたものをご提出ください。
17	18		10			事業計画書とありますが、当社では、中期計画のみしか作成しておりませんので、直近の中期計画でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
18	18		10		委任状	添付書類において、事業計画書および財産目録等の書類がない場合は、添付しなくてもよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。事業計画書及び財産目録等の書類がない場合は、その旨を記載してください。
19	24		15			(様式16も同様) 注)専任する管理技術者の資格者証の写しを添付すること、とありますが、今の段階で専任する者の選定が難しいと思われます。予定者として、数名分添付し、その中から専任者を決める、ということとは出来ませんか。	お示しの方法で結構です。

■箕面市立箕面駅前駐車場・駐輪場等再整備運営事業 様式集に関する質問に対する回答

No	該当箇所					質問・意見	回答
	頁	大	様式		タイトル		
20	29		20			駐車・駐輪施設管理運営企業に関する資格について、維持管理・運営実績は民間の駐車場管理実績でもよいでしょうか。	ご理解の通りです。
21	29		20			担当予定の管理技術者の経歴等について、管理技術者の定義をご教示ください。また、現地に技術員を常駐させなければならないのでしょうか。常駐しない場合、技術員が巡回点検を実施しますが、当該巡回技術員の経歴等を記載すればよいでしょうか。その場合、当該巡回技術員は複数名いますので、代表者のみ記載すればよいでしょうか。	事業契約書(案)第47条に定められる総括責任者を指します。常駐の必要はありません。また、現場責任者は、各施設に各1名以上常駐してください。(複合施設の駐車場と駐輪場の兼務は可能。)
22	39		30			災害時応援協定等の締結実績において協定書の写しを添付するとの事ですが、事業者が、現在、締結している自治体の了解が必要と思われます。この場合、先方の自治体に内容説明等行い、貴市へ提出することを伝えても良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	42		33			常用雇用の定義をご教示ください。	期間の定めのない雇用と考えます。
24	43		34			本事業で予定する常用障がい者および常用就職困難者について、常用の定義をご教示ください。また、上記雇用者は、本PFI事業の駐車場・駐輪場の業務に携わる要員という理解でよろしいでしょうか。	前段については、質問No.23の回答をご確認ください。後段については、ご理解の通りです。
25	47		38			事業期間中の収支計画については、様式5及び7とは別の表示形式で記載するのでしょうか。様式38における事業期間中の収支計画の表示形式は、応札するコンソーシアム間での一定の公平性を確保するためにも、貴市にて表示形式の例を公表していただけますでしょうか。	様式38で改めて様式5、7と別形式で収支計画を示していただく必要はありません。様式38には様式5及び様式7で示された収支計画の考え方、根拠について記載してください。
26	47		38			様式38は、様式集47ページから50ページにある記載様式と、事業期間中の収支計画を、A4版2枚にまとめることは困難です。「根拠資料を添付すること。」とのご指示の通り、例えば詳細な収支計画はエクセルで作成したうえで、2枚とは別に根拠資料として添付してもよろしいでしょうか。	p.47については2枚以内で作成してください。p.48～50については枚数制限はありませんが、簡潔にまとめてください。根拠資料を別に添付することも可能です。
27	50		38			「3.駐輪・駐車場施設整備及び既存施設の解体に係る費用に関する割賦手数料の利率」とありますが、これは、様式8の収支構造図における、b1、c1、b2、b3を算定する際に使用する利率と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	50		38			公平な入札とするためにも、貴市にて提案時の基準金利を公表していただけますでしょうか。	追加で公表する事業契約書(案)別紙21をご確認ください。
29	50		38			提案時の基準金利(TSR)は5年物とのことですが、事業期間中に整備費の割賦支払により生じる利息は、提案上は10年間、当該金利を適用して計算するということでしょうか。	追加で公表する事業契約書(案)別紙21をご確認ください。当該部分は修正します。

■箕面市立箕面駅前駐車場・駐輪場等再整備運営事業 様式集に関する質問に対する回答

No	該当箇所					質問・意見	回答
	頁	大	様式		タイトル		
30	50		38			1.事業費の調達において、「年度別に下表を作成」とありますが、平成 α 年度で一つの表、平成 $\alpha+1$ 年度でもう一つ別の表、というように、各年度別にそれぞれ表を作成するということでしょうか。	お示しの通り、年度別に別の表を作成しても、一つの表で年度別に列をつかって表示しても、わかりやすいものであれば結構です。
31	50		38			提案時の基準金利は、割賦期間開始直前に改定されないのでしょうか。 また、提案時は5年物の金利を基準金利として仮置きしている一方で、実際の割賦期間は10年ですので、当初5年の金利期間が終了したら、5年後の5年物金利に改定されるのでしょうか。	追加で公表する事業契約書(案)別紙21をご確認ください。当該部分は修正します。
32	50		38		事業費の調達	「割賦支払分(C)と資金調達合計(D)が一致」とあります。入札説明書では、貴市からの割賦支払分はSPCの借入金+借入利息と一致すると記載されていますので、割賦支払分(C)は外部借入と一致するのではないのでしょうか。	「SPC借入金」は市がSPCから借入れて割賦払いにより返還するもので、SPCの外部借入とは異なります。また、初期投資費よりも多く資金調達する場合も想定されますので、割賦支払分(c)と、それに充当する資金調達合計(d)は、必ずしも一致しないと考えます。なお、「SPC利息」は「SPC借入金」にかかる利息を指します。
33	50		38		割賦手数料	入札説明書及び特定事業契約書(案)では割賦手数料の記載がありません。ここでいう割賦手数料は何を指すのでしょうか。	入札説明書p.8等の「SPC利息」を指します。追加で公表する事業契約書(案)別紙21をご確認ください。
34	50		38		割賦手数料	平成25年2月1日の基準金利の公表をお願い致します。	追加で公表する事業契約書(案)別紙21をご確認ください。
35	50		38		割賦手数料	割賦手数料に使用する基準金利は5年ものとなっていますが、維持管理運営期間は10年であることから事業期間中に割賦支払分の基準金利を見直すという理解でよろしいでしょうか。また、見直しを行う際に使用する基準金利はいつ、どのような金利は基準金利とするかご教示下さい。	追加で公表する事業契約書(案)別紙21をご確認ください。
36	53		41			配置予定従事者に関する提案について、協力会社および委託予定先の配置予定者も含めて提案するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。その場合、所属も明記してください。
37			62			(様式63、64も同様) 設計図書の枚数の制限についての記載がないことから、枚数制限はないとの理解で宜しいですか。	提出図面に枚数の制限は定めませんが、可能な限り、必要最小限の枚数となるよう図面構成を工夫してください。
38					様式集	各様式において枚数制限がありますが、別紙で追加資料の提出はできないのでしょうか。	添付資料に関する定めがある場合を除き、追加資料の提出は不可とします。